

# きざみずい報広

(毎月5日発行)

市民の動き	
前月	1,087
本月	1,089
男子	2,638
女子	2,730
合計	5,370

春場所 由村印刷  
井崎印  
笹泉ワタベ  
者室所 泉  
集民行 刷  
編村発 印

## 六月定例議会で

### 公営住宅敷地など決る

六月定例議会は六月十日から十二日までの三日間の会期で開会され次の報告案件と議案が審議されました。

- 報告第二号から第五号までの案件は専決処分事項の報告について
- 第二号は、農業用施設災害復旧事業費の予算の補正
- 第三号は、米穀流通消費改善対策事業費の予算の補正
- 第二号第三号は何れも昭和四十六年度一般会計予算の補正です。
- 第四号は、中学校プール建設に伴う事業費の増額の補正である。
- 第五号は、簡易水道特別会計予算の補正である。
- 第四号、第五号共に昭和四十七年度予算の補正であります。

### 議案について

△土地取得について  
このことは、本年度建築予定の公営住宅用地としての土地取得であり、面積九、一一三平方メートルは字谷地久保地内である。

△字の区域の変更について  
これは、農業構造改善事業施行に係る泉崎第二地区一工区(高根地区)の換地による字界の変更である。

△泉崎村税条例中一部を改正する条例  
これは主に村民税の非課税の範囲並びに軽自動車税の納付義務の免除の規定等の改正である。

△村道の廃止について  
これは、村道如信沢ノ新六線外三線を廃止したことである。

△昭和四十七年度一般会計正予算算(第二号)について  
これは、公営住宅建設事業及び中学校プール建設事業の付帯設備事業等の工事費の追加で既定額三六六、八八九千円に、四一三、千円を追加し三六八、三〇二、千円と補正されました。

## 簡易水道建設工事

### 請負契約決まる

去る六月十五日役場会議室において簡易水道工事の請負工事の入札を行ないました。その結果は次のように契約が締結されました。

- (1) 工事の目的  
水道管理設工事
- (2) 工事場所  
大字北平山字高柳地内(県道)から東北本線鉄道踏切まで並びに学校地内
- (3) 工事量(水道管理設)  
直経一二五mm 一一八八m  
直経 七五mm 一一一六m  
消火栓 四ヶ所(内県道三ヶ所)
- (4) 工事請負額  
金六、〇〇〇、〇〇〇円
- (5) 工期  
昭和四十七年六月十五日着工  
昭和四十七年六月三十日完成
- (6) 工事請負者  
白河市向新蔵六〇  
磐城水道工業株式会社  
取締役社長 原 キク

です。また水資源は既設の愛宕町水源地の隣地に、今回新たに一九〇分の深さのボーリングされ最高千二百ト平均八百トの出水量が確実となったことでこの工事を計画されたものです。

**農業委員の任期満了による一般選挙について**

本村の農業委員会委員の選挙による委員の任期は、昭和四十七年七月十九日を以って満了となります。

任期満了による一般選挙が全国統一して次ぎにより行なわれることになりました。

記

- (1) 選挙期日  
昭和四十七年七月十四日(金)
- (2) 選挙期日の告示  
昭和四十七年七月七日(金)
- (3) 立候補届出期間  
昭和四十七年七月七日から八日まで(午前八時三〇分から午後五時まで)
- (4) 選挙区及び選挙すべき委員の数  
第一選挙区 七人

△診療所条例の一部を改正する条例  
これは、診療所の患者収容数の定数八名とあるを二名に改めたことである。

(大字泉崎、太田川、踏瀬の区域)  
第二選挙区 五人  
(大字関和久、北平山の区域)

(5) 立候補届出に必要なもの  
印鑑、戸籍謄本又は抄本



# 村民便利コーナー

今月は国民年金についてお知らせしますが、このことについては、この広報紙で、たびたびお知らせしたことでありますが、更らに順を追って説明しますと次のようになります。

## ◇ 老後を幸に

国民年金は公的年金に加入できない一般の人々の老後を少しでも幸せにという意味から生まれた年金制度です。

## ◇ 国民年金の有利な点

- (1) 経済や物価の変動に応じて年金額が高くなります。(将来もらう年金の額が改正される方法)
- (2) 国が保険料の半額を負担しています。
- (3) 年金制度に必要な事務費は国で負担しています。

## ◇ 国民年金と通算制度

わが国には、国民年金制度のほか八種類の年金制度があり国民のすべてが、将来年金を受けられることができるように、必ずどれかの制度に加入する仕組みになっています。

その加入する年金の制度は、職業によってさまざまであり、退職したり、職業を変えたりするたびに年金制度もそれにつけて変ることになります。

転々と年金制度が変わっても加入していた年金制度の期間をつなぎ合せて加えた期間が、必要な期間になっていれば、年金が支給される制度になっています。

## ◇ 国民年金のしくみ

次の二つのしくみからなっています。

### (1) 拠出制国民年金

国と本人(被保険者)がいっしょに、かけ金を積立て、将来年金を受けたり、また中途で夫の死亡や身体障害などの事故があった場合、年金を受ける制度です。

### (2) 無拠出制国民年金(福祉年金)

拠出制国民年金に高令で加入できない人(明治四十四年四月一日以前に生まれた人、ただし拠出制の年金に任意加入した人を除く)や、加入はしたが、かけ金の期間が短かく拠出制年金

を受けられない人に、国が支給する年金制度です。

## ◇ どういう人が加入するか(被保険者)

- ① 必ず加入しなければならない人(強制加入被保険者)
  - 日本国民で日本国内に住んでいる二〇才から六〇才までの人
  - ただし、次のような人は加入できません。
- ② 他の年金制度に加入している人と、その配偶者
- ③ 昼間部の学生
- ④ 希望によって加入できる人(任意加入被保険者)
- ⑤ 若年任意加入被保険者
- ⑥ 他の年金制度に加入している配偶者
- ⑦ 他の年金制度から年金を受けている人とおよびその配偶者
- ⑧ 地方議会の議員、およびその配偶者
- ⑨ 昼間部の学生
- ⑩ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑪ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑫ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑬ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑭ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑮ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑯ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑰ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑱ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑲ 高令任意加入被保険者(十年年金)
- ⑳ 高令任意加入被保険者(十年年金)

## ◇ 保険料のかけ金制度

### (1) 一般被保険者

区分	36年4月	42年1月	44年1月	45年7月	47年7月
	41年12月	43年12月	45年6月	47年6月	~
20才~34才	100円	200円	250円	450円	550円
35才~59才	150円	250円	300円		

(2) 5年年金加入被保険者 月 750円

(3) 所得比例加入被保険者 月 350円

### (1) 法定免除

- ① 国民年金の喪失年金、障害福祉年金、または母子福祉年金を受けている人
- ② 生活保護法による生活扶助、または、らい予防法に相当する援助を受けている人
- ③ 国立のらい療養所などの施設に入っている人
- ④ 申請免除

次のいずれかに該当する人は、保険料納付の困難な状況に申請して承認になれば免除になります。

- ① 所得がないとき。
- ② 被保険者、またはその他の世帯員が生活保護法による扶助を受けるとき。
- ③ 地方税法に定める障害者、または寡婦であって年間の所得が少ない人
- ④ その他、保険料を納めることが著しく困難な人

## ◇ 保険料の追納

保険料納入を免除された期間についても、あとで生活に余力がつき、免除分の保険料を納めたい場合は、十年以内であれば納まれます。

この場合の保険料の額は、免除を受けた当時の額で納められます。

## ◇ 給付のいろいろ(拠出制国民年金)

(この続きがありますが、紙面の都合で次号でお知らせします。)

### 夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動の 実施について

夏の交通事故防止運動が、来る七月二十一日から八月三十一日まで県内いっせいに行なわれますので、ご協力下さい。今回の重点目標は、ご高齢者と老人を交通事故から守ろう。無謀運転を追放しよう。の二つのスローガンのもとに展開

### 身体障害者の

### 職業訓練生募集あんない

◇国立宮城身体障害者職業訓練校  
(所在地 仙台市台原五丁目十五の一 電話仙台三三三三三三三三二四 千九八三)では次の要領で訓練生を募集しております。

#### ◇応募資格

▽身体障害者で義務教育修了者またはこれと同等以上の学力のある人

▽身体障害の程度は、盲・ろう(補聴器で矯正できる人はよい) 啞・てんかん・伝染病疾患者・病状の固定してない人、以外の人で一年間の訓練に耐えられる人

#### ◇募集内容

洋裁科	十人
製くつ科	十人
意匠図案科	十人
計	三十人

#### ◇訓練期間

一年(昭和四十七年十月入校)

#### ◇選考日

昭和四十七年九月十二日午前九時から

#### ◇選考方法

#### ◇特典

▽授業料は無料です。  
▽職業安定所長の指示を受けて入校すると、訓練期間中、月約一三、二〇〇円の手当が支給されます。  
▽仙台市以外から寄宿舎に入る人には「移転資金」が支給されます。

#### ◇申し込み期限

昭和四十七年八月三十一日まで

#### ◇申し込み先

各市町村を管轄する職業安定所(以上)

されます。マンネリ化した現在の交通事故防止運動を打開するためにも、一人一人が交通道徳の向上に積極的に関心を持ち、交通安全啓蒙思想の普及について村民こそ努力されますようお願いいたします。  
なお期間中は各学校、PTA、婦人会、運転者会なども協力下さいますようお願いいたします。

### 税務職員募集

白河税務署

本年度の国家公務員採用初級試験の実施から入校までの予定は次のようになっています。

#### 一、受験資格

昭和二十七年四月二日から昭和三十年四月一日までに生まれた男子

#### 二、申込受付期間と申込先

昭和四十七年七月五日から七月二十日までに希望する受験地区の人事院地方事務局へ。

なお、申込み用紙などは人事院地方事務局のほか各税務署にあります。

#### 三、試験

##### 第一次試験

昭和四十七年十月一日(日)  
教養試験、適正試験、作文試験

第二次試験  
昭和四十七年十月下旬から十一月中旬までの間の一日

口述試験、身体検査  
合格者発表  
昭和四十七年十一月下旬から十二月月上旬までの間

採用  
合格者の中から選考のうえ、採用する国税局長から通知し採用は昭和四十八年四月一日に行ないます。

税務署員に採用されると給与を受けながら税務大学校普通科に入校し、約一ケ年の研修を受け卒業するとただちに大蔵事務官となつて、国税の仕事に従事することになります。

なお詳細については、もよりの税務署へお問合せください。

### 住宅建設資金融資

住宅金融公庫は、政府出資の住宅金融機関で、融資は長期(十八年から五十年)低利(年利五・五%から七・五%)です。  
▽融資をうけられる方の資格の主なものはおおりのりです。

#### (1)建設した住宅に自分が居住すること

#### (2)住宅の敷地を所有し、または借地していること

#### (3)同居予定の親族があること

#### (4)基準以上の月収があること

(例)融資額一〇〇万円の場合  
合 五五、六九八円以上の者)

#### ▽融資を受けられる建物の規模、規格は

#### (1)住宅部分の床面積が三〇㎡以上一二〇㎡以下であること

#### (2)住宅部分と店舗または事務所等を合せて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の $\frac{1}{2}$ 以上であること

#### (3)住宅は、公庫の定める住宅の基準にあてはまるもの

#### ▽農山漁村住宅建設資金融資をうけられる資格は

#### (1)農業、林業及び漁業により、家計の主たる収入を得ていること

#### (2)土地には融資しない

#### (3) (1)(2)以外の事項は個人住宅と全く同じです。

#### ▽受付期間

昭和四十七年五月十五日から九月三十日まで

#### ▽受付場所

住宅金融公庫業務取扱店、または、「住宅金融公庫受付取扱店」と表示した金融機関

#### ▽詳しく知りたい方は

(1)住宅金融公庫仙台支所  
千九八〇 仙台市片平一丁目三  
電話(七)七一九一〜四

(2)住宅金融公庫の業務を受託している金融機関



### お知らせコーナー

#### 税の相談はお気軽に

〔白河税務署だより〕

土地を売りたいが、税金はどのくらいかかるだろうか、新築する家を妻名義で登記したいが税金はどうなるか、など、税金についてもっとよく知りたいと思っただけのことではありませんか。

税務署では毎月五日、十五日、二十五日を「税の相談日」と決め、どこの税務署でも、住所や名まえを明かさずに自由に相談できますから、お気軽にご利用ください。

また、仙台国税局には「税務相談室」があり、専門の相談官がいて、電話、手紙、直接相談など、いつでも相談に応じています。

#### 所得税第一期分の納税は

七月三十一日まで

納税は便利な振替納税で

七月は、予定納税第一期分の納税をする月です。

予定納税額は、前年分の所得金額をもとにして計算してありますから、休廃業や転業などで所得が減る場合や、災害によって損害を受けたため所得が減った場合、納税者や家族が病気で多額の医療費がかかった場合、結婚や出生などで、扶養親族がふえた場合には、「予定納税額の減額承認申請書」を税務署に提出して、予定納税額を減らすことができます。

#### 消防署だより

白河地方広域常備

消防矢吹分署からお知らせ

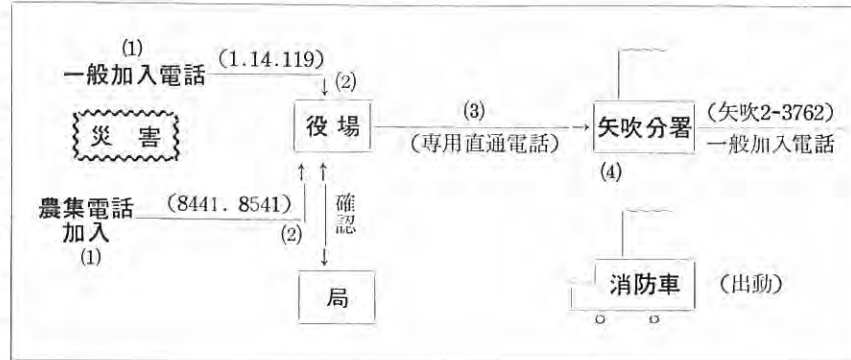
去る四月一日より、白河消防署矢吹分署が発足いたしました。

これからは、矢吹町、泉崎村の方々と共に恐ろしい水、火災、その他の災害のためにお役に立ちたいと考えております。

消防署は現在、署員十五名、最新鋭のポンプ自動車一台が配置されております。更に近々、救急車広報車、並びに水槽付ポンプ車が配置される予定です。

#### 火災時の通報について

現在、泉崎村では火災専用の、「一一九番」がありませんので、火災やその他の災害が発生した時は、直ちに役場の方に通報して下さい。役場から矢吹分署へ専用の（直通）電話で通報することになっております。



#### 消防署の利用について

消防署、消防団では、火災や災害を一件でも少なくしようと予防に努力しております。

火災予防は勿論、危険物の貯蔵取扱い等で、わからない点がありましたら、お気軽に消防署へご連絡下さい。

電話でも結構です。

TEL 矢吹(〇二四八四)、(2)局の三七六二番

#### 消火栓貯水槽並びに消防

水利付近への駐車について

消火栓、貯水槽並びに消防水利の付近に駐車してある車を見かけ

ますが道路交通法違反です。万一火災が発生した場合、消火作業上大きな支障をきにしますので、消火栓、貯水槽、消防水利の標識が立ててある付近には駐車しないように皆様のご協力をお願いいたします。

#### おめでた おくやみ

出生おめでとうございます

(お子様名) (父名) (住所)

菊田 誠 芳秋

大宇泉崎字内屋敷四

辺見 精一郎 伍平

大宇泉崎字館二九

行武 紀子 貞夫

大宇泉崎字別所三

清見 孝成 功一

大宇踏瀬字滝原山三の五

石塚 洋子 孝雄

大宇泉崎字小林五九

吉田 一美 吉一

大宇泉崎字内屋敷一六

菊地 進一 茂

大宇泉崎字下宿四

小林 良和 金征

大宇泉崎字十軒前二

兼子 広志 行雄

大宇関和久字下町五三

大塚 千秋 淳

大宇関和久字上町八一

謹んでお悔み申しあげます

橋本 紀 紘

大宇太用川字岩崎八

星 ミイ

大宇踏瀬字大山三六

長谷川 久三

大宇太田川字小林二七

荒井 美 芳

大宇泉崎字鶴番小屋九

緑川 ヅタ

大宇関和久字上町八七

久保木 薫

大宇太田川字居平一九

